

# 第10回伊野町・吾北村・本川村合併協議会会議録

【日 時】 平成15年10月24日(金) 午後2時2分～午後4時55分

【場 所】 すこやかセンター伊野大会議室

【出席者】

協議会委員

	伊野町	吾北村	本川村	高知県
首長	塩田 始	小松 保喜	(欠席)山中安夫	
助役	上田 周五	和田奨四郎	(欠員)	
議会議長	畑山 博行	黒石 利武	和田 公靖	
議会議員	井上 敏雄	筒井 鷹雄	川村 茂	
	浜田 孝介	(欠席)伊藤隆茂	伊東 尚毅	
	土居 豊榮	筒井 幹夫	中平由美子	
学識経験者	西川かず子	(欠席)川村奈央	曾我部義晴	隅田 明
	長崎 讓	細川 治雄	(欠席)山中 治	
	片岡 幹夫	岡林 富男	森川 森次	
	岡 健市	筒井 静一	中平 一三	
	(欠席)土居美代子	弘瀬 和子	山中千代子	
	佐藤 廣志	北川 一海	伊東 誠	
	山本 高裕	(欠席)岡田 桂	川村 明人	

幹事会

岡林 正憲	筒井 正典	松本 健市
-------	-------	-------

事務局

本山 博文	氏原 憲明	別役 理佳	土居内淳一
天野 里香	北川 博章	森木 香帆	津野 加奈

監査委員

伊野町	吾北村	本川村
(欠席)小松成喜	(欠席)山田 裕	岡林 弘

高知県

市町村合併支援室
岡 里香

オブザーバー

ほけん福祉課長	住民課長	保健福祉課長
吉良 正道	和田 守正	堀地 正
総務課庶務係長		
山崎 泰代		

傍聴人

7人(うち報道関係者1人)

【 1 開会 午後 2 時 2 分】

本山事務局長：第 10 回伊野町・吾北村・本川村合併協議会の開会を宣告。

開会の挨拶を塩田会長が申し述べ、後の進行をさせていただくのでよろしくお願いする。

【 2 会長挨拶】

会長：今回の協議会が 10 回という節目となったこと。

10 月には、本川村で 3 回、吾北村では 4 回、伊野町は 12 回中 11 回まで、地域住民の皆さま方と行政懇談、そして 8 月までの合併協議会で決定した事項などを説明を行ってきたこと。その中で、住民の皆さま方から、伊野町においては、議員の定数の問題、また特例の問題について賛否両論の意見があり、そのお答えとしては、近い内にこの小委員会の中で、一定の方向性が出てくるので、その後、協議会の中で決定をしたいといったお答えをしてきたこと。

聞くところによると 11 月に小委員会も開催していただけるようであるので、是非とも 16 年 10 月 1 日のスムーズな合併のための方向性を出していただきたいと思うことなど、申し述べ開会の挨拶とする。

( 公の施設の取扱いで前回、指摘のあった件についての報告 )

会長：議題に先立ち、前回協議会で曾我部<sup>そがべよしはる</sup>義晴委員からご指摘のあった、公の施設の取扱いの中で、本川村の公営住宅の記載事項について、お手元に資料を配付させていただいているので、事務局から報告を求める。

本山事務局長：お手元の資料により説明をする。前回資料で並びがおかしかった本川村の公営住宅について整理をし直してある。長沢団地については、地番で区分をすることができるが、脇ノ山団地については、同じ地番の中に 3 つの建物があるので、建設年次及び構造で区分をしていきたいと考えているので、ご承知おきいただきたい。

( 事務局報告 )

会長：この件につきまして、何か質問はないか問う。

委員：なしの声

曾我部義晴：了承。

( 名誉町民・村民の取扱いについての報告 )

会長：もう 1 点、畑山<sup>はたやまひろゆき</sup>博行委員からご指摘のあった、名誉町民・村民の取扱いにつきいては、協議第 42 号として、本日の協議日程に追加し、後に事務局から説明を求め、ご協議いただくこととする旨述べ、了承願う。

【 3 会議録署名委員の指名】

会長：土居<sup>どいとよさか</sup>豊栄君、筒井<sup>つついみきお</sup>幹夫君を指名し、お願いする。

【 4 議 題】

会長：本日の出席委員は、39 名中 6 名の方から欠席の届け出があり、39 名中 33 名で、委員の過半数以上の皆様に出席していただいております、伊野町・吾北村・本川村合併協議会規約第 10 条第 1 項の規定により協議会が成立していることを宣言す

る。

同規約第10条第2項の規定により、協議会の会議の議長は会長が務めることを了承願う。

議長：議題に移る旨宣告する。

#### 《協議事項》

議長：協議事項に入る。

議長：協議第38号 使用料、手数料の取扱いについて〔協定項目第15号〕

事務局から説明を求める。

氏原事務局次長：22ページ記載の参考法令中、手数料として第227条に「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。」とあり、第228条に「分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。」となっている旨の説明をした後、主な使用料についての現況や相違点につき説明に入る。

2ページ、福祉施設の関係について、伊野町には伊野町総合保険福祉センターがあり、室別に使用する時間帯毎に、料金を設定しており、営利を目的とする場合は、2倍の料金としている。

また、高齢者向け住宅として伊野町では複合福祉施設ウエルネス伊野において本川村では本川村生活支援ハウスにおいてそれぞれ対象収入により階層区分を設け利用料を徴収しているが、2町村で相違している。

3ページ、観光等施設には伊野町ではギャラリーコバ、紙の博物館において室別に、使用する時間帯毎に料金を設定しており、冷暖房を使用する場合20%加算している。また、この2施設では各種展示会を開催しており、一般展入場料及び特別展入場料を徴収している。

吾北村ではグリーンパークほどのにおいてバンガローがあり、本川村では木の根ふれあいの森、本川村ロッジ・寒風、本川村白猪谷バンガロー、ほんがわガン・ゴルフコースでそれぞれ宿泊料等の料金を設定しています。

5ページ、下の段に、教員住宅について掲載しているが、吾北村と本川村において料金を設定している。

6ページ、公民館等施設については、伊野町立公民館、吾北村立中央公民館、清水、小川、下八川公民館、本川村プラチナ交流センター、脇ノ山公民館、越裏門公民館においてそれぞれ料金を設定しているが、伊野町では、時間帯毎に、吾北村・本川村では基本料金・追加料金で設定している。伊野町では消費税の徴収、また入場料を徴収する場合は5倍に相当する額を、冷暖房を使用する場合は20%に相当する加算額を徴収している。

吾北村においても、入場料又は会費の類を徴収するものにあっては、10割以内で加算額を、冷暖房についても使用料を徴収することができるとなっている。本川村では宿泊料を、そして入場料等を徴収する場合10割以内の加算額を徴収しているが、冷暖房については徴収していない。

7ページから10ページに、体育館等施設・運動場施設・集会施設について3町村の使用料について掲載している。

11ページ、道路専用料について掲載している。伊野町と本川村で設定しているが、設定物件金額について若干の相違がある。

13ページ、河川占用料について掲載しているが、伊野町のみとなっている。

14ページ、公営住宅の家賃について記載している。表について、上段に所得階層の区分毎に国が定めている家賃算定基礎額を記載しており、その下段以下に3町村の団地毎の家賃を掲載していることを説明。

伊野町には7団地90戸、吾北村には8団地48戸、本川村には10団地35戸が整備されており、それぞれの家賃は、公営住宅法による算定法に基づいて算出されたものである。家賃以外に、伊野町では駐車場使用料が、吾北村では共益費が加算される住宅がある。

公営住宅の家賃の算出方法については、17ページ、留意事項の中段備考により説明。

所得階層区分ごとの家賃算定根拠を記載しているが、\*入居者の家賃=家賃算定基礎額×市町村立地係数×規模係数×経過年数係数×利便性係数で算出している。家賃算定基礎額は国土交通大臣が所得階層区分ごとに定めた額であり、市町村立地係数は国土交通大臣が市町村の地価水準を基に0.7~1.6で定めた数値で、合併後の市町村の係数は、合併前の市町村に係る市町村立地係数のうち最も高いものを採用することとなっており、規模係数とは公営住宅の床面積を70㎡で除した数値で、経過年数係数は公営住宅の構造ごとに建設時からの経過年数に応じて1以下で国土交通大臣が定めた数値で、利便性係数は事業主体が公営住宅の存する区域及び周辺地域の状況、設備等を勘案して0.7~1.0で定める数値となっており、市町村内での立地条件の差は利便性係数により反映させることになっている。

主な使用料の調整方針案として、

各種施設使用料については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。

道路・河川占用料については、事前に調整のうえ合併時に統一する。

公営住宅について

・家賃については、平成17年度から統一する。但し、家賃の統一により新しく適用される家賃が、従前の家賃を上回ることとなる入居者に対しては、平成17年度から平成19年度までの間、下記表により負担の調整を行い家賃の減額措置を講じる。

・駐車場料金及び共益費については、現行のとおり当該住宅において徴収する。という調整方針案を提案させていただいているので、ご協議をお願いする。

主な手数料について現況等を説明する。

22ページ、参考法令等の欄の地方自治法第228条に「分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務(以下本項において「標準事務」という。)について手数料を徴収する場合においては、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。」となっている。

18ページ、住民業務では、戸籍謄本・抄本交付から年金現況証明まで載せているが、戸籍法に基づくものについては統一することとなっており3町村において相違がない。身分証明書交付及び住民基本台帳カード交付手数料に相違がある。

19ページ、税務等業務の手数料について載せているが、手数料の設定等に若干相違がある。新しい町になる前に、条例により種別を統一していくことになる。

20ページ、環境業務の手数料について、ゴミ袋等の手数料に相違がある。

21ページ、診療所業務は本川村のみとなっている。

手数料については、住民の一体性の確保を図るとともに、住民負担に配慮し、負担の公平の原則により、合併時に統一する。

という調整方針案を提案させていただいているので、ご協議をお願いする。

議長：何か質問はないか問う。

浜田孝介：参考までにお尋ねしたい。

6ページに学校の使用料があるが、伊野町の場合は、屋外だけを使用の対象としているが、吾北、本川は、屋内も対象にしていると思うが、その利用頻度はどれくらいあるか参考までにお尋ねしたい。

筒井総務課長（吾北村）：利用頻度ない。

松本総務課長（本川村）：同じである。

岡林総務課長（伊野町）：伊野は運動場の夜間照明のみで、夜間照明を利用する団体はある。昼間は、無料である。

議長：他に質問はないか問う。

委員：なしの声

議長：本案は原案のとおり同意することに異議ないか諮る。

委員：異議なしの声

議長：異議なしと認め、協議第38号 使用料、手数料の取扱いについては原案のとおり同意された旨宣告する。

議長：協議第39号 保健衛生関係事業の取扱いについて〔協定項目第23-9号〕を議題にする旨宣告する。

事務局から説明を求める。

天野推進班長：この保健衛生関係事業については、8月の協議会でご審議いただいた、「各種福祉制度の取扱い」と同様、住民の皆さんにとり、とても身近な事業で、その中でも特に、住民生活により密着していて、調整の必要性の高いものを、取り上げているので、御審議の方、よろしく願います。

各種健診事業として、5項目を挙げている。

基本健診について、老人保健法の規定により、身体計測や、血液検査など、文字通り基本的な健診項目により行われ、住民の皆さんの、健康についての認識と、自覚の高揚を図るよう努めている。これについては、国からの補助金があり、その対象は、40歳以上となっているが、各町村における対象年齢には相違があり、伊野町では35歳以上、吾北村は、40歳以上、本川村では30歳以上となっている。住民の皆さんにとっては、より若い世代から検診の機会が与えられる方が良いわけだが、補助金のない年齢層まで、個人の負担無しに拡大することについては、財政的な面からの調整も必要となる。

また、本川村では、地元の診療所にて実施していることから、対象年齢以外の者の

受付も可能であり、その場合は、半額の負担を載いている。

ガン検診について、各町村とも対象年齢に相違はなく、負担金もいただいていないが、本川村については、基本健診同様、対象年齢以外の方への助成を行っており、調整が必要である。

妊婦健診と乳児健診については、母子手帳の交付の際に、別冊として受診票がついており、制度上各町村とも相違はない。

乳幼児健診の事業については、対象や回数に相違が見られ、伊野町では、4ヶ月・7ヶ月児健診と、母子保健法で規定されている、1歳6ヶ月児健診、及び3歳児健診を、その対象児のみを案内し、年6回ずつ行っているが、本川村では、4歳未満の乳幼児全員を対象に案内し、その中に、対象児がいれば、1歳6ヶ月児健診、並びに3歳児健診を含むような形で、年3回の実施となっている。これは対象児数の大幅な開きからくるもので、ひとつの町になったら、担当者も各地域の実状把握をし、実施スケジュール、実施方法等を検討・調整していくことになると思う。

結核予防事業について、結核予防法により、各町村とも健診や予防接種を行っている。対象年齢に若干の相違があるので、合併後は調整が必要である。

予防接種事業について、7種類の予防接種を挙げている。伊野町では、全般的に個別接種を基本としているが、吾北村・本川村では、半分ほどは集団接種の方法をとっている。これは、対象数が違うため、人数的な面でのワクチンの有効活用であるとか、接種の実施医療機関の数などによるものようである。また、近年老人福祉施設等でも大流行し、その対策が社会問題ともなったインフルエンザについては、伊野町・吾北村では、一部60歳以上でも実施しているが、一般的に65歳以上の方に、1,000円を負担いただいて、接種をし、予防に努めているところである。本川村は、65歳以上の方は無料とし、接種対象は全村民とする助成を行っている。歯科予防事業について、各町村とも補助事業を導入したり、また単独でも、各町村なりに事業の内容を検討し、様々な取り組みを行っている。

健康まつりについて、これは3町村とも毎年11月頃に開催をしている。本川村は、社会福祉協議会とも連携し、福祉健康まつりと称して行っている。年に1回ではあるが、住民の皆さんの、健康に対する意識を高めていただく良い機会であるので、各町村とも内容に工夫を凝らし、住民の皆さんの参加を呼びかけているところである。

献血についても、回数の相違はあるが、各町村とも表記のような目的のもと、事業を行っている。なお、記念品の金額や、提供元が役場であるとか、推進協議会であることについては、若干の調整が必要である。

環境関連で2項目挙げている。

生ごみ処理機について、購入費の補助と、無償貸付とがあり、まず、購入費の補助については、吾北村・本川村は、1基につき定額の補助としており、伊野町は、1/2の補助で、30,000円の上限額を設けており、実績も上がっている。無償貸付は、伊野町のみの実施であるが、これについても利用率は高く、購入費補助と併せ、町内のごみの削減に効果を上げている。

ごみ収集状況は、町村によって分別の区分に相違があり、また、収集の委託をお願いしている先にも相違があり、伊野町は業者の方、吾北村は個人の方、本川村は森林組合への委託となっている。そして、ごみ袋については、搬送先が異なることな

どから、本川村には規格の相違がある。また、吾北村には、ダンボールや、大きな不燃ごみに貼るシール状になった証紙もある。なお、このごみ袋の販売による、ごみ収集手数料については、先の「協議第38号 使用料、手数料等の取扱いについて」で協議済みであるので、ここでは省かせていただく。

一番下のほうに記載してあるが、去年開催した高知国体とか、地区の清掃活動等、住民の皆さん方には地域の環境美化に大変ご協力をいただいております、そういった公共的活動については、3町村ともごみ袋は無料で配布もし、ごみのない新町をめざし、今後ともご協力をお願いしたいところである。

留意事項として、「保健衛生関係事業については、住民生活に極めて密接に関係し、かつ、重要なものであるため、できるだけ早く新町の一体性を確保できるよう調整を行うことが適切である」、と考え、先の現況と、留意事項をふまえ、

各種健診事業について

- ・基本健診は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後は、伊野町の例により統一する。(これは、対象年齢を35歳以上とするもの)
- ・ガン検診は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後は、伊野町の例により統一する。
- ・妊婦健診、乳児健診は、現行のとおり新町に引き継ぐ。
- ・乳幼児健診は、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。

結核予防事業については、合併後調整する。

予防接種事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、インフルエンザについては、伊野町の例により統一する。

歯科予防事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。

健康まつりについては、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後策定する。

献血については、合併後調整する。

生ゴミ処理機については、伊野町の例により、合併時統一する。(これは、無償貸付制度が、現在行われていない吾北村・本川村に拡大される)

ごみ収集状況について

- ・伊野地区・吾北地区は、伊野町の例により、合併後統一し、本川地区は、現行のとおりとする。
- ・収集委託先は現行のとおり新町に引き継ぐ。

という調整方針案を提案させていただいているので、ご協議をお願いする。

議長：質問はないか問う。

岡 健市：27ページの「献血」欄で、伊野町では記念品は、町から出していないとなっているが、伊野町においては伊野ライオンズクラブから献血に来た人一人に卵10個を渡しているの、付け加え申し上げる。

議長：事務局にどう取り扱うか問う。

天野推進班長：追加記入するようにする。

議長：伊野町の記念品の欄に、伊野ライオンズクラブ卵10個をお願いする。

浜田孝介：24ページ、基本健診についてお尋ねをする。やはり、予防という観点からすると、できるだけ早い時期から多くの人を対象に健診をするというのが理想的な形だとは思いますが、財政の関係もあって、合併後伊野町の形に統一するという事で、そのこと自身は基本的に致し方ないことだと思いが、健診内容について、チェック

すると本川村は、エコーというのがはいつているが、伊野町の中には入っていない。超音波のことだと思うが、伊野町はずっとやっていなかったか、やっていないとすれば、いいことはこの際取り入れたらいいと思うので、エコー検査の項目も入れてはどうか問う。

吉良ほけん福祉課長（伊野町）：伊野町ではエコーの検査はやっていない。健診の委託については、高知県総合保健協会が例えばこのすこやかセンターでやる場合において、そういう機械を持ってきていないので、伊野町ではそういう項目はやっていない。

議長：それをやったらどうかという質問である。

吉良ほけん福祉課長（伊野町）：これは、病院でないとできないと思うが、総合保健協会の方にも尋ねてみたいと思う。可能性は、わからない。

議長：仁淀病院が来てくれるということは可能か問う。

吉良ほけん福祉課長（伊野町）：仁淀病院の医師の方が来ていただける地区もある。しかし、仁淀病院の行事の予定もあり、全体としては、総合保健協会の方へお願いしている。

長崎 譲：28ページのごみの収集について、委託業者が3町村それぞれであるが、3町村の現行のとおりとなるか問う。

議長：事務局案は、現行のとおりという案が出てきている。吾北と伊野は土佐市で消却をしている。本川は嶺北で消却をしている。それでここで収集事業者を変えると、生活圈を脅かすことになるので、そのまま継続するということである。それと、吾北の個人というのは個人の事業者という理解でよいか。

和田住民課長（吾北村）：その通りである。

長崎 譲：その場合、伊野は入札で業者を選定してやっていると思うが、仕事の内容からして、合併して将来は、ずっと統一してやらなければいけないと思うが、その辺りの見通しはどうか？

議長：ずっとという意味でなくして、合併時にはまず生活圈を脅かしてはならないということであるし、また、伊野も今2者で行っている。それも1者がどうなるかわからないし、合併後検討していく事項だと思う。

長崎 譲：一番の問題となる灰捨て場だが、それについても搬入先は、従来どおりということか？

議長：そういうことである。一部事務組合で行っているのだから、抜けたり、追加加入したりすると計画が狂う。

岡 健市：26ページの健康まつりだが、伊野だけが抽選会とかが記載されていないが、伊野もそういったこともやっており、毎年参加者が増えている。今年は12月7日に開催する予定であるので、ぜひお出でてほしい。

吉良ほけん福祉課長（伊野町）：福引きについてはやっており、今年もやる予定である。

議長：「健康まつりについては、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後策定する。」となっているが、策定という表現でよいか事務局に問う。

天野推進班長：3町村の健康まつりを合体して1箇所で行うとか、そういうことはまだ決定には至っていないので、これからやり方を策定するというので、そういう表現になっている。

議長：合併後、何を策定するという表現がないとわかりにくいのではないか。いい表現

はあるか。

天野推進班長：「合併後、実施要領等を策定する。」という形に直したいので、お願いしたい。

議長：他に質問はないか問う。

委員：なしの声

議長：本案は原案を一部修正し同意することに異議ないか諮る。

委員：異議なしの声

議長：異議なしと認め、協議第35号 公の施設の取扱いについては原案を一部修正し同意された旨宣告する。

議長：午後2時53分に、暫時休憩する旨宣告

議長：午後3時5分再開、休憩前に引き続き再開する旨宣告

議長：協議第40号 社会福祉協議会の取扱いについて〔協定項目第23-17号〕を議題にする旨宣告する。

事務局から説明を求める。

氏原事務局次長：協議第40号にはいる前に、28ページ「生ごみ処理機」について補足説明をする。伊野町の生ごみの処理機の中で1/2を補助して、3万円を上限とするというものがあつたが、これは電動式の生ごみ処理機ということで、無償で貸し出しをしているのは、コンポストということで、その違いがあるので補足的に説明させていただく。

31ページから33ページについては、3町村の社会福祉協議会の現況を記載している。

名称については、そこに記載しているとおりで、法人設立認可は伊野町昭和42年、吾北村は昭和50年、本川村は昭和63年になっている。ほか職員や役員・会費・会員加入率の状況、基金設置状況そして福祉関係組織・団体等事務局について記載している。

32ページ、地域の概要及び福祉施設について、記載している内、吾北村の民生児童委員数を「2人」から「25人」に訂正をお願いする。

介護保険事業の実施状況について、介護保険事業については吾北村と本川村社協のみで伊野町社協では実施していない。ただし、吾北村社協と本川村社協の介護保険事業についてその実施方法に相違がある。吾北村社協は社協の事業として実施しているのに対して、本川村社協は本川村から委託を受けて実施している事業となっている。

県及び町村の受託事業について、ここには、3町村の社協に対する補助事業と委託事業について記載している。これらの事業については、各種福祉制度の取扱いで調整されているが、その補助及び委託先までは調整をしていない。ここでは、そのうち社協に対して補助及び委託している事業について掲載している。

補助事業については、3町村とも単独事業として補助している。

委託事業については、国及び県の補助事業を社協に補助及び委託事業として実施してもらっている。本川村の訪問介護事業及び通所介護事業については介護保険の事業になっている。生活支援は補助事業については費用額のうち基本額の3/4で、

約500万円が国補助となっている。

調整方針案として

社会福祉協議会については、合併時に統合するよう調整する。

新町は社会福祉協議会と協力し、住民が安心して生活できるよう、少子高齢化社会に向けた福祉の充実に努める。

委託事業並びに補助事業については、事業目的・効果を総合的に判断し、合併後検討する。

という調整方針案を提案させていただいているので、ご協議をお願いします。

議長：質問はないか問う。

岡林富男：調整方針案の3番目に「委託事業並びに補助事業について」の項目があるが、この中で本川村、吾北村の介護保険事業については、社会福祉協議会の合併協議会においては、社協で介護保険事業を実施するという方向で検討している。この調整案を見ると、合併後検討するということになっているが、社協の合併協議会では合併時には実施できるような方向で進んでいるわけである。

この3項目目は、介護保険事業のみでなく他のことも含まれていると思うが、介護保険事業について、合併後検討するというのは、委託先を検討するという意味か問う。

氏原事務局長：先ほど、介護保険事業については社協の方でやる方向で、だいたい検討しているということで、それについては合併後検討するの中にも含まれているが、ただ、委託先については入っていない。従来どおり社会福祉協議会を想定しており、例えば事業の内容、効果、それと、国とか県の補助事業に基づいて委託しているということだったので、そういった国の制度等引き続きあるものについては、そこで検討して委託するかどうかを決めていく。委託先については、従来どおりという考え方である。

議長：基本的には16年度の町村のそれぞれの予算は、例年どおり行くので、10月1日に合併してから、介護保険ができないという状態は起こらない。17年度当初からどうするのか、検討していかねばならない。

筒井幹夫：それぞれ介護保険事業の取り組みについては、3町村変わっており、伊野町においては、特に「民」が事業を実施していると理解している。

介護保険事業については、全国的に民間が保険事業を取り入れているということであるし、吾北村においてもこの事業を実施するにあたって論議をされた。社会福祉協議会は補助団体であり、また委託事業によって成り立っていると思うが、仮にこの事業が赤字になった時にどうするかと、こういう問題が出てきた時に、果たして、村が赤字の分を負担してくれるか、とこういう論争が出た。

伊野町の場合は、JAの民がやっており、他の町村においては社協と農協が混ざってやっているということのようだが、果たして、今後、吾北と本川地域において赤字が生じた時に、新しい新町として赤字分について補填がきくかどうか、その問題は非常に大事な問題であろうと思う。

後先になるが、社会福祉協議会の合併の日程をまず、お聞きしたい。

和田住民課長（吾北村）：町村合併と同じく、来年の10月1日を合併期日ということで、今、協議している。

筒井幹夫：先ほどの質問の中でも介護保険事業の取り組みについては、次年度は従来ど

おりいけるであろうと、その後の問題は後で検討するということであるが、この介護保険については重々論議して、検討するという本日の調整案なのでよいが、私の考えとしては、今後はやはり国の動向もあるが、「民」のできるものは「民」、「公」から「民」へとこういう動向であるし、一番心配なのは、町の介護保険事業については黒字でいけるだろうと、ただ、田舎の場合は散在しているので僻地のところの介護保険のサービスがおろそかになると、こういう問題も抱えておるので、本村だけでなくして、全国的なものであるので、地域の取り組み方というのは多々あると思う。そういういい事例を引き出してきて、今後の取り組みの参考にして、実施していただきたいと考えるので、提言をしておきたい。

岡林富男：ごもつともな点あると思う。しかし、本川村の実情を考えた場合に、協議会でいろいろ意見が出たが、本川村に業者が入るということはまず考えられない。そうすると、合併して同じ町になると辺地の福祉が後退をしないようにするというのが、合併の中で最も考えなければいけないことではないかということで、シミュレーションもいろいろ作って、現段階では何とかやっていけるのではないかとということで検討を進めているわけである。

確かに業者に委託をしてやれば一番楽でいいかもしれないが、業者の入らない地域の福祉が後退しないようにすることが最も大事なことだと思うので、社協としては、合併しても介護保険事業はやっていこうということで検討を進めている。

議長（会長）：越裏門とか寺川とかそういった奥があるが、そういったところへ社協のヘルパーさんが行って、一人の人を見て帰ってくる、これは採算性が合わない。また人件費もかなり高い。そうしたら越裏門、寺川の地域で、例えば2級のヘルパーの資格を取った人が、家から家へ行くと、そういったことも考えていかないと、筒井委員の言われるとおり赤字をどうするのかといった問題も出てくると思う。看護師、保健師、ヘルパーさんがあれば、それはお願いすればいいわけだが、いなかったら新しい町として、そういったところへは社協じゃなしに、本人さんに資格を取ってもらおうと、そういったことはしていかなばならないと思っている。

浜田孝介：今、地域においでる方に資格を取ってもらって介護サービスの提供を図る方法もあるというふうに言われたように理解したが、個人ではできないと思う。社協がやるにせよ民間がやるにせよ、個人ではできないのではないかと。

議長（会長）：その通りである。どこかに帰属しなければならない。

土居豊栄：協議会の本部事務局の考え方を質したいと思う。社会福祉協議会というのは、一行政区で一組織と認識しているわけで、当然、合併時16年10月1日に合併をするようにしているという回答は、解せる。

合併する3社協のうち、伊野町の社協はご承知のように平成12年の4月1日から介護事業は分離して、国の方針に則って民営で事業をしている。先般のこの協議会の中でも若干意見を言わせていただいたが、僻地の介護、利用者の扱い、サービス低下をしないためにはどうするか、これは、現在、伊野町でも民間業者が担当している伊野町の僻地といわれる三瀬地区や中追地区は、事業所の所在地から車で職員が訪問するのに1時間半くらい要している。ところが、同じ保険事業であって事業所から5分～10分で、利用者の家に到着できるところもある。そういうところでありながらもこの介護保険の利用料金というのは一定額であり、地域によつての差額はないわけなので、先ほど会長が言われたようにその事業者によって、高知市や

他県でやっている例だが、事業所の職員を現在のところは事業所から派遣しているのを自宅から近くの利用者宅へ派遣することで、事業所から遠隔の1時間半のところ、10分や半時間で利用者宅に行けはしないかというような、これは運営の仕方も検討する必要があるわけである。

私がお伺いしたいのは、社協が合併して、10月1日からスタートした時に、現在の伊野町の社協は民間に委託していると、ところが、この調整案では合併後も社協が、現在の吾北、本川のエリアは担当するという計画であるが、いつまで、そのようなアンバランスと思われることをするつもりか、合併の趣旨や公平性にも欠けるし、いろんな面で問題を提起しすぎていると感じるので、事務局の考え方をお聞かせ願いたい。

氏原事務局次長：この調整案は、事務局の案ということではなく、分科会、専門部会、幹事会、首長会を通して、とりまとめをさせていただいた調整案であるけれども、介護保険事業については、岡林委員から説明もあったように、これは社会協議会の事業として取り組んでいくということがあった。そういったことで合併後検討するということは、介護保険事業以外の委託事業と補助事業のことについて記載させていただいているというふうに解釈していただければと思う。

議長：そうじゃなくして、社協が今、介護事業を特に本川で止めた時に、職員の人件費が出ない。その分がある。それで今のところ即介護を「民」に移すということができない実態である。これは永久的にずっとやるということではなくして、それは合併後、調整はしていかなければならないと思う。筒井委員が言われたように赤字になった時に、町が負担するかという話とも引っかかってくる。10月1日に合併したからといって、「民」に行くとかいうことは、まだ、社協の経営が成り立たないわけである。そこも今考慮しているので、合併後ずっとこれを引っ張るといった意味でもないというふうに理解している。かといって10月1日に「民」にすぐするといったことも今の時点では、できないというふうに認識している。

北川一海：先ほどの土居さんの意見で、問題の核心に触れた、近づきつつあるような感じがしたが、伊野町は「民」、吾北は「社協」でやっているということで、なるようになるだろうというような感じで望んでおるのではなからうか、やはり毅然とした態度で、伊野町方式でやっていかんのか、それでいかんとすればそこでどうするか、そこの辺を詰めていかないと、一つの町で変わった形で、しかもそれが赤字になるかもしれないと、一体責任は誰が取るかと、こういった問題を抱えたような形でのスタートはおかしいのではないかと思います。

やはり、当分はこういう形でいくが、将来はこうするんだと、それがために住民福祉が後退しないように、町としてはこういう対応をしていくんだと、こういうことがはっきり約束されるべきではないかと思う。

議長(会長)：北川委員の言われるとおりである。福祉の後退といったことをなくして、また社協のあり方も今後は問われてくると思う。そういったところの核心部分については今日は議論はしていないが、方向性としては、やはり、経済性を求めていくのが、行政のやり方であるので、合併後社協の体系等とも検討しながら、経済性は求め、福祉のサービスの向上には努めていかななくてはならないと感じているところである。

北川委員、そういったことでよろしいか、また、事務局はそういった方向でよいか。

堀地保健福祉課長（本川村）：社協が合併した場合に、介護保険のサービスは社協がやるように計画しているようだが、本川の場合、介護保険の予備群になる70人ぐらいを対象に、生きがいデイサービスを村の委託でやっている。軽度の方にもホームヘルプといったようなサービスもしているので、その辺も付け加えて願います。

議長：それは福祉として合併後、検討するといったことでいいと思う。社協の介護事業そのものについては、やはり合併後は検討せざるを得ないというふうに考えている。

長崎 謙：あまりはっきりした答えが出てこないが、検討課題で残すべきでないと思う。それから、仕事も事務局でまとめといてもまとまらないと思う。やはり、3町村の首長が膝をつき合わせて問題を分析して、一定の方向を打ち出して、その方針に則ってやっていくと、介護についてはそういう形にしていかななくてはいけないと思う。宿題を合併の後へ残すようでは、問題がありはしないかと思う。

内容的に見ても、本川と吾北が、11名と9名とかなりの職員をおいているが、これをどうするかと、合併したらすぐに出てくる。当面それでやるということではなしに、岡林さんが言われたが、例えば、僻地のものはどうするかと、やはり平等に福祉の介護が受けられるという状況に持っていけないことには、合併の意味もないようになってくると思う。

町村の補助事業なんかを見ても、これは県や国の補助金の関係もあるかとは思いますが、それぞれの町村が、社会福祉の問題では独自カラーを出そうということで、補助事業を相当やってきている積み重ねもあると思う。

そういう問題を今後どのように新しい、いのの町として福祉活動へ取り組んでいくのか、これは補助事業の内容そのものにもメスを入れて、より統一的な幅の広いこれから先の福祉事業というものはこういうように進むという指針というものがないと、今までどおりのことを検討して足して2で割るような答えではいけないと思う。その点を執行部の方はどう考えておられるのかを伺いたいと思う。

議長（会長）：まず、社会福祉協議会が合併した場合の財政のシミュレーションを今作っている。その中での歳入面については、今3町村で上げてきている分の補助事業のお金が全て上がってきている。これについては、社会福祉協議会の方へは全て同額で行くとはかぎらない、つまり3つが一緒になれば補助金は下がるといったお話をさせていただいている。

首長が頭つきあわして議論をせよということも、議論をした。ざっと試算すると、吾北はまだ黒字で、本川が言われるように赤字である。ただ、サービスは同じくしていかなければいけないので、16年度の当初は同じ額でいって、17年度からそれをどういうふうに持っていくかといったところを今後は検討していかなければいけないと、つまり一番核心なのが、社会福祉協議会の職員の数と給与である。そこをどうするかといったことで、うちがいくらにしなさいという話ではないので、町の補助金を持って、自分の給与を出していくか、ここは社会福祉協議会に今後求められるところと思う。今後も首長はその件については、話を詰めていかなければならないし、今のところの詰め具合としては、16年度はそのままいって、合併してから社協をどうするか、それまでには人件費の話はしていかなければいけない、というところである。

土居豊栄：事務局の感覚が、介護事業に対してあまりにも現実を無視ではないか。それが心配をされるので、あえて言わせていただく。介護保険事業は市町村の補助事業

ではなく、あくまでも独立採算がベースのはずである。社協の足りない部分を市町村が補って事業をなささいという事業ではないはず。だから、社協から民間に業者間委託した。これは平成10年4月1日にスタートした伊野町の介護事業であるが、社協の理事さんで再三議論した結果、社協の理事さんが自分たちはこのような経済的な負担の危険のあるものは責任を持ってないので、伊野町社協は介護事業から手を離すという結論になったために、伊野町社協のやっていた介護事業が民間企業に行ったという事実がある。その社協がやっていた利用者に山間僻地と言われる山間の利用者がおいでるわけである。社協がやっていたようにやったら、農協が介護保険事業のためにつぶれるということで、真剣な取り組みをして、社協で取り組みをしていた頃から比べると倍の利用者にあげて、それで何とか赤字を出さずに運営をしているのが実態である。その実態を見た時に、その経営の苦しいのは山間僻地の効率が悪いところの利用者を社協のやっておった親方日の丸の状態のサービスを低下させないように、これが第一の伊野町からの要望事項であったので、山間僻地を犠牲にしないようにという、今だに大きな課題があるわけである。

その明らかになっている問題とされる山間僻地と、ここの来年の10月1日に向けて合併を予定しているわけであるので、私は町民の一人として、今、安易に経費を削減するから合併ということではなしに、非常に経費のかかり一般的事業所が利用者を敬遠される僻地のために、そこを優遇するという表現をしても、私は過言ではないと思う。そういう感覚で社協が合併した一時も介護事業を継続するじゃなしに、サービスを低下させずに、国の方針に則った厚い福祉政策をとっていくということで、もう一度事務局の方は、各事業書の実態を勉強していただいて、そして今社協が安穩とした形で運営されておるこの実態をもう一度合併までにシミュレーションされて介護事業に対しては真剣な姿勢で合併に向かっていただきたいと強く要望をしておく。大きな責務として、義務として取りかかってもらいたい。

議長：吾北、本川がどうして社会福祉協議会が受けてやっているかということ、聞き得た中では引き受け手がなかったということが、まず第1点である。また、稼働率の問題については事務局の方で調査をするが、先ほども申しましたが、人件費がネックだと思う。

それと自然減を見てもまだ50代前半と年齢が若い。となると介護する量を増やすといった点が一つあると思うが、ただ、闇雲に増やすのではなくして自然増で経営が成り立っていくかということもある。奥の方については自宅から自宅で、介護できる人をパートタイマーとかいった形でやれば人件費も落とせるし、サービスの低下を招かない、サービスを充実するといった意味での社協のあり方については、今後、積極的に社協の方からも提言をお願いしていきたいと思っているし、事務局の方はそういったことでよろしいか。

協議といった部分で社協に入れるか。人件費補助をしているので入れると思うが、そういった面を事務局にお願いをしたい。

北川一海：反論するわけではないが、先ほどの土居委員の意見で、社協が安穩としているというご意見があったが、見方によってはそういう見方があるかもわからないが、介護保険が始まったときに、吾北村では社協がやるということで、「一生懸命やってみるが、いかん時には村長何とかしとうせ」という形で、取り組んできたが幸いにして吾北の介護保険は、黒字になってきたわけである。それにはかなり職員にも

無理を強いる、ない知恵を絞って何とかやってきたが、そういう点で、安穩としてやっておるということはないと思う。ただ、先ほど私が言った伊野町が民営でやっておるという形で、一つの町になっているいろいろの形があるというのは、受ける住民としては、同じ町民としておかしいのではないかとということで、ちゃんとしたことをせないかんでないかということを使ったわけである。

山間僻地、確かに立地条件は悪いが、町民としての権利は町の真ん中におろうが山の隅っこにおろうがことは一緒だと思う。そういう点で同じような恩恵を受けれるような、そういう合併になってほしいというように思う。そういう点で、これは取っておかずにはっきりした方向を打ち出すべきだと思う。黒字だから吾北は吾北で今までどおりにやっていったらいいというような形でなしに、やはり一つの町でいくつもの形があるということは、責任の所在も明確でないので、合併を機会に大同団結をした一つの方針でいくべきだということに思う。僻地のものは僻地のもので一生懸命やっていると思うが、やはり経済性が伴ってくるものである、そういう点で、執行部において善処をお願いをしたいと思う。

土居豊栄：私は、本川、吾北の社協の方が安穩というのでなしに、伊野町の社協の介護事業から農協に引き継いだ時に、職員の考え方全てが、足りなかった町から補助をもらったらいいいというような考え方があって、これは事業所として独立採算でやる以上は考え方を変えなければいけないといった時に、これは介護事業だからという、そういう言い方で、今以上のことはできないというような抵抗があった。直すのに2年かかった。今4年目になってようやく考え方が変わった実態であって、吾北、本川の方を非難する意味で「安穩」という表現を使ったわけではなく、その時に他の社協も勉強させていただいた。社協でやっているところは、もしお金が足りなくなった時には、町又は村、市から補助金が出るという裏があって、安心してやっているところがあった。ところが民間になるとそれがないので、ちょっと厳しい表現をするために使った表現であるので、吾北、本川の方を誹謗中傷したりする気持ちで表現した言葉ではないことをご理解いただきたい。

筒井幹夫：社協の合併も町村合併と同一の時期であるとお話を聞いたが、福祉問題については、非常に今の高齢化率から見て、行政と切っても離れない大きな政策課題であろうと思う。介護保険事業についても社会福祉協議会で取り組むのか、町が絡んでやるのかということについては、もうちょっと3番目の「委託事業並びに補助事業」については「合併後検討する」ではなくして、もう少し事務局レベル、或いは担当部局で、良い先進地の事例も研究しながら、もう少し良い方向の結論に至らなければ、「合併後検討する」ということでは、福祉の後退になると判断するので、3番目についての調整案は、少し見合わせて、次回へ持ち越すなり、もうちょっと練り直すという提言をしたいと思う。

議長（会長）：今の社協と事務局との話し合いの中では、吾北、本川の社協が介護保険事業を継続して実施していくといった方針を聞いている。それを議論している中でそしたらそれを「民」にしてはどうかという議論が裏に隠れている。そうすると社協の職員の給与がどうするかという問題が出てくる。だから16年の10月1日に合併をしても社協の事業として残さないといけないということである。先ほども言ったが、年齢構成を見ても50代前半なので、退職の不補充といった面で、人を減らすと入った部分もなかなか難しい。そしたら他の福祉施策についての増員要因が

あれば、介護の方からそこへ回って介護が「民」に委託できるという分もある。そういった他の福祉施策をどうしていくかといった議論の中で、介護保険を社協から民へ移す、これが検討する時間が必要ということで「合併後検討する」といった案を出さしていただいているが、どんなもんだろうか。

今、これを継続審議としても16年の10月1日に介護をしないといった方向ではないので、それをストップすると福祉のサービスの低下を招くことになる。今のところは、これでやっていって、今後どうするかを16年10月1日から、今から検討していかなければいけないといった話でないだろうか。

本山事務局長：町村委託事業の中に、本川村については社会福祉協議会が介護事業をできないということであったので、本川村が事業認定を受けて社会福祉協議会にその事業を委託していたわけである。今後、この事業の調整にあたって、社会福祉協議会が介護事業をやるかやらないかを決めてくれと、そうしないと本川村の介護事業の認定事業者としてどうするかを決めなければいけないので、社協の方で先に決めてほしいということから始まって、現在、本川村社協と吾北の社協が一つになって介護事業を続けていきたいという結論が出たので、委託事業並びに補助事業については、その中身も一緒に検討して、合併後に検討するという調整案が出てきたわけである。社協が受けれないとなると別の調整案を出していかなくてはならないが、社協が続けてやりたいということなので、それを否定をするような調整案はなかなか出しにくいという実態である。

筒井幹夫：社協の事務局との話し合いだけでけっしてしていることか。

本山事務局長：社協の合併協議会の決定を受けて提案をしてある。

細川治雄：それぞれのご意見を伺う中で理解ができたので、ここに示されている調整案に賛成をする。

議長：本案は原案のとおり同意することに異議ないか諮る。

委員：異議なしの声

議長：異議なしと認め、協議第40号 社会福祉協議会の取扱いについては原案のとおり同意された旨宣告する。

議長：協議第41号 公の施設の取扱いについて〔協定項目第23-15号〕を議題にする旨宣告する。

事務局から説明を求める。

北川計画班員：説明途中に、資料の一部訂正を説明する。43ページ本川村欄【目的】児童が、重なってあるうち一箇所を削除。

50ページの留意事項には、児童福祉法第1条で、「すべての国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう努めなければならない。すべて児童は、ひとしくその生活を保障され、愛護されなければならない。」と、国民と児童の側から児童福祉の理念である「児童福祉を補償するための原理」を規定されており、また、第2条では、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともに、児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う。」と、児童育成の責任が規定されている。保育所はこのような、児童福祉のための施設であり、保護者が働いたり、病気の状態にあるなどのため、家庭において充分保育することができない児童を、家庭の保護者にかわって保育することを目的とする施設であり、通所する児童の心身の健全な発達を図る役割も有するものである。と位置づけられていることを説明した後、

3 町村の現況及び相違点について、説明する。

公立・私立の保育所事業について、各保育所の現況及び相違点を説明。

広域委託については、伊野町のみ。

延長保育促進事業については、特別保育事業の一つとして、「少子・核家族化、共働き家族の一般化に伴う、延長保育の需要に対応する。」ために、3 町村で実施しているが、運用に相違がある。

乳児保育促進事業については、「女性の社会進出の増加や、核家族化の進行に伴い、需要が増大している乳児の入所に対応を図る」ことを目的に、吾北保育所と伊野町の公立の天神保育所ほか私立の2園で実施している。

一時保育については、国庫補助事業で「近年の就労形態の多様化により、保育所に入所できない状況や、育児疲れ、緊急に保育が必要な事態等に対応し、一時保育を実施することにより、保護者の利便の向上及び児童の福祉の向上を図る」ことを目的に、伊野町のあいの保育園でのみ実施している。開設日は月曜から金曜日までとなっており、対象児は一時的に保育を必要とする児童となっている。

障害児保育対策事業については、伊野町において「保育にかける心身障害を有する児童を受け入れることにより、その児童の心身の発達と処遇の向上を図る」ことを目的に実施しており、吾北村では、現在対象者はいない。

へきち保育所については、本川村のみで、「交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、開拓地、離島等のへき地における保育を要する児童に対し、必要な保護を行い、もってこれらの児童の福祉の増進を図ること」を目的として市町村が設置することになっており、知事が指定することになっている。保育所給食については、伊野町・吾北村において、それぞれの保育所に対応しており、本川村では、学校給食において対応している。

保育所の入・退所の事務について説明。

伊野町では、広域入所について、保護者の事情により、居住地以外の保育所に入所できるよう、市町村間で協議し、委託契約を締結して児童の受入及び児童の委託を行っている。広域入所を希望する保護者は、居住地の市町村に入所の申し込みを行うこととなっており、その場合、保育料は、居住する市町村の徴収基準額により居住する市町村が徴収しており、運営費については、実施委託市町村が受け入れ市町村（保育所）の保育単価により納付することとなっている。

保育料については、基本的には国の定める保育所徴収基準額表をもとに設定している。

国では、階層区分を市町村民税の課税状況によって7階層に区分し、3歳未満児、3歳以上児別に設定しており、それぞれ個々に詳細に基準単価が決められているが、伊野町の保育料金は国の基準を基に、10階層に区分して設定し、吾北村は国の基準を基に18階層に区分して設定している。本川村は階層区分なしの一律500円に給食費として3,700円、おやつ代として2,100円の計6,300円を徴収している。保育料の減免については、伊野町・吾北村において行っているが、相違がある。

保育料の算定について、伊野町の場合、各保育所の保護者代表・議会・社協・児童民生委員等11名で構成されている保育料審議会に保育料に関する意見等を聞いて保育料を算定している。

参考法令等の児童福祉法第39条で、保育所は日々保護者の委託を受けて、保育に欠ける児童の保育を行うという保育所の目的を規定しており、また、留意事項中段より「3町村の従来の実績を尊重し、新町の均衡が保たれ、制度の趣旨・目的が効果的に機能するよう調整することが適当であり、保育料については、一般的には、国の徴収基準にあわせて、合併後速やかに調整することが適当であるが、町村間において著しく差異があるので、激減緩和に努める必要がある。3町村において保育事業、及び保育料に相違がある」と記載しており、このことに留意していただき、事業については、現行のとおり新町に引き継ぎ、合併後調整する。

保育料について

- ・保育所については、現行のとおり新町に引き継ぎ、平成20年度に伊野町の例により統一する。
  - ・へき地保育所については、地域性を考慮し、合併後調整する。
- という調整方針案を提案させていただいているので、ご協議をお願いする。

議長：質問はないか問う。

中平一三：37ページ、児童対象の年齢欄で、伊野町と吾北村で2歳～5歳になっているのに対し、本川村では2歳～6歳になっており、その違いはということか説明をお願いしたい。

堀地保健福祉課長（本川村）：報告をした時に、小学校入学に達する年齢を報告したものであって、実際は5歳ということによい。

中平一三：了解。

議長：他に質問はないか問う。

委員：なしの声

議長：本案は原案のとおり同意することに異議ないか諮る。

委員：異議なしの声

議長：異議なしと認め、協議第41号 公の施設の取扱いについては原案のとおり同意された旨宣告する。

議長：冒頭でご報告申し上げた、名誉町民・村民の項目につき、協議第42号 町村の慣行の取扱いについて〔協定項目第19号〕を議題にする旨宣告する。

事務局から説明を求める。

森木推進班員：冒頭で会長より報告もしたように、前回協議会でご指摘いただいた名誉町民の取扱について本日協議日程に追加し、ご協議をお願いしたい。

現在、3町村の中では、伊野町に、平井康三郎さん、伊藤神谷さんが名誉町民としておられ、二人の功績について紹介する。

平井康三郎さんは、昭和58年1月15日に名誉町民としての称号が贈られ、作曲家として数々の賞を受賞されている。

平井さんは、残念なことに、昨年11月30日に、ご逝去（せいきょ）されているが、平井さんのご活躍は、日本音楽会の第1人者として数多くの功績を残している。

伊藤神谷さんは、昭和63年3月19日に名誉町民としての称号が贈られ、書家として数々の賞を受賞されている。

お二人の今までの功績は顕著であり、今後も町民に対する社会文化向上が図られるとともに、この事績を町民に広く周知することで、新町においても私たちの誇りと

してより一層、尊敬を受けることも期待される人物でもあることから、

すでに伊野町において 功績をたたえ、その称号を贈っていることから、新町の名誉町民として引き継ぐものとする。

という調整方針を提案させていただいているので、ご協議をお願いします。

議長：名誉町民賞は、新町で新たにやるのかどうか問う。

本山事務局長：新町においては、名誉町民贈与条例等を制定して、今後において新たに対象となる方が出た場合には、そのような条例を作って対応していきたいと考えている。

議長：事務局の方から、新たな名誉町民は生まれるという話し、そして今回の分は、今までの伊野町の名誉町民を新しい町に引き継ぐかという話である。

何か意見はないか問う。

長崎譲：伊藤先生を名誉町民に取り上げた時に議会で提案した一人であるが、伊藤先生の場合平井先生の陰に隠れがちであるような気もする。平井先生の記念館については議会でも再三取り上げられていたようだが、伊藤先生と一緒にという構想はないか問う。

議長：平井康三郎記念館といったものは、現実味を帯びるように新しい町の財政シミュレーションの中には、文化施設という名称で入っている。伊藤さんの方については、今後の課題だと思う。

議長：他に質問はないか問う。

委員：なしの声

議長：本案は原案のとおり同意することに異議ないか諮る。

委員：異議なしの声

議長：異議なしと認め、協議第42号 町村の慣行の取扱いについては原案のとおり同意された旨宣告する。

議長：午後4時29分に、暫時休憩する旨宣告

議長：午後4時40分再開、休憩前に引き続き再開する旨宣告

## 《議案》

議長：議案に入る。

議案第11号 平成15年度伊野町・吾北村・本川村合併協議会補正予算(第2号)についてを議題にする旨宣告する。

事務局から説明を求める。

別役総務班長：正誤表により、補正予算説明書の2ページ、2.歳入の項目で、(4款)県支出金の節の金額「283万円」を「238万円」に訂正お願いします。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ545万1千円を追加し、歳入歳出予算総額をそれぞれ3,645万4千円とするもので、歳入では、1款負担金として、町村負担金を各町村100万円ずつを増額していただき合計で300万円の増額、この300万円は、4款、県支出金に計上の高知県市町村合併支援事業費補助金の対象経費476万1千円の2分の1の額と、その他補助対象外経費分となっている。3款諸収入の雑入として、14年度分負担金の精算額、これは事務局に派遣となっている県職員の人件費分の精算額で、協議会会計決算後に長期給付に

かかる追加費用額の算定除外等にかかる分の減額があり、吾北村から7万1,266円の精算還付を受けたもの。4款県支出金については、平成15年度の高知県市町村合併支援事業費補助金238万円を増額するものである。

歳入については、合計545万1千円を増額するものである。

歳出の内、1款運営費、2項事務局費では、主なものとして、資料等の部数が増えたことに伴う消耗品費等の増額で、需用費で65万円の増額、負担金補助及び交付金については、人件費の増額に伴う吾北村への負担金補助で69万円を増額するもので、事務局費合計で134万円を増額するものである。

事業推進費では、主なものとして、需用費で、今回の地区説明会などでも協議会での内容が見えにくいというお声もいただき、住民の皆さんへの広報の充実ということで、協議会だよりの充実化を図るための費用等として、75万円の増額、委託料については、第5回の協議会において400万円の予算をご承認いただき、委託事業者との契約に基づいて、8月から電算システムの統合に向けた課題・問題点の整理や新町の電算システムの基本仕様書の作成などのための調査を進めているところであるが、この調査を進める中で、現時点において、各町村のデータをシステムから取り出して、データのファイル形式を分析し、移行方法を決定しておく必要が生じたことから、当該追加業務に係る経費、336万1千円の増額をお願いするもので、事業推進費合計で411万1千円を増額し、歳出合計で545万1千円を増額するものである。

ご審議よろしく願います。

議長：質問はないか問う。

曾我部義晴：2ページの3款、雑入の71,000円は、協議会の14年度の歳入歳出決算書が5月23日にこの会に提出されているが、それ以降、吾北村の出納閉鎖までに生じた金額か問う。

別役総務班長：その通りである。

浜田孝介：歳出の運営費、事務局費、19節、県職員人件費の69万円というのは、これはどのような性格のものか問う。

別役総務班長：県職員の扶養手当、時間外手当等当初予算の見込違いによる補正である。

浜田孝介：時間外の見込み違いと考えて良いか。人数が増えたとか、臨時に誰か他の人が来てくれたとかいうことではないと理解でよいか。

別役総務班長：その通りである。

議長：他に質問はないか問う。

委員：なしの声

議長：本案は原案のとおり決定することに異議ないか諮る。

委員：なしの声

議長：異議なしと認め、議案第11号 平成15年度伊野町・吾北村・本川村合併協議会補正予算（第2号）については、原案のとおり決定された旨宣告する。

#### 《その他》

議長：「その他」についてを議題にする旨宣告する。

事務局から説明を求める。

別役総務班長：第11回伊野町・吾北村・本川村合併協議会の日程及び協議事項につい

て説明する。日程を平成15年11月21日を変更し、平成15年11月26日、水曜日、午後2時から、場所は、前回お知らせのとおり本川村プラチナ交流センター大ホールに於いて開催予定となっている旨報告し、協議事項については、調整作業の進捗状況により、若干変更がある場合もあることを了承願う。

第6回協議会で、議員定数等検討小委員会委員長の方からの報告を受け、休会となっていた、議員定数等検討小委員会を3町村の住民の皆さまのご意見をお聞きする場であった地区説明会が終了することを受け、第5回小委員会を、「平成15年11月7日、金曜日、午後2時から、吾北村中央公民館2階大ホール」において、第6回小委員会を、「平成15年11月17日、月曜日、午後2時から、伊野町公民館大集会室」において開催する旨報告する。

3町村の小・中学生を対象とし「夢あふれる新しい町“いの”」をテーマに募集した作品について、入賞作品が決定したことを報告する。

絵画では、伊野小学校2年 <sup>くもんこうせい</sup> 公文晃生君、副会長賞に、長沢小学校2年 <sup>みよしなつか</sup> 三好奈津香ちゃん、長沢小学校2年 <sup>あまのたいし</sup> 天野大志君、作文では、小学校の部で会長賞に、下八川小学校6年 <sup>はしもとだい</sup> 橋本 大君、副会長賞に、下八川小学校6年 <sup>つのだかき</sup> 津野貴哉君、川内小学校6年 <sup>よしおかまお</sup> 別役奈帆子ちゃん、中学生の部で会長賞に、伊野中学校1年 <sup>よしおかまお</sup> 吉岡真央さん、副会長賞に、伊野中学校1年 <sup>こまつあさみ</sup> 小松麻美さん、伊野中学校2年 <sup>かわむらさほ</sup> 川村紗布さんの9作品が選ばれ、それぞれの作品につきましては、協議会だよりなどにも掲載し、広報活動に活用させていただく旨報告する。

○議長：質問はないか問う。

○委員：なしの声

○議長：「その他」について終了する旨宣告する。

○会長：第11回の協議会は、本川村のプラチナ交流センターで行うことになったが、気温もだいぶ下がっているようであるが、11回目の協議会もよろしくお願いを申し上げ、第10回協議会の閉会を宣言する。

【5 閉 会 午後4時55分】

上記会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

平成 15年 12月 9日

議 長

塩田 雄

署名委員

筒井 幹夫

署名委員

上原 豊策